

◎新潟県公安委員会告示第146号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和3年5月新潟県公安委員会告示第63号）の一部を次のように改正し、令和5年1月4日から施行する。

令和4年12月23日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
法令	規定	法令	規定
(略)		(略)	
道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項、 <u>第8条第1項及び第8条の5第1項</u>	道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項 <u>及び第8条第1項</u>
(略)		(略)	
自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	(略)	自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）	(略)
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	第8条第1項		
警備業法（昭和47年法律第117号）	第9条（ <u>警備業務の実施に係るものに限る。</u> ）、第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項	警備業法（昭和47年法律第117号）	第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項
(略)		(略)	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
法令	規定	法令	規定
(略)		(略)	
道路交通法施行規則	第5条第1項、 <u>第8条第1項及び第8条の5第1項</u>	道路交通法施行規則	第5条第1項 <u>及び第8条第1項</u>
新潟県道路交通法施行細則	(略)	新潟県道路交通法施行細則	(略)
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	第8条第1項		
警備業法	第9条（ <u>警備業務の実施に係るものに限る。</u> ）、第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項	警備業法	第10条第1項、第16条第2項及び第3項並びに第17条第2項

(略)

(略)